

1 無償化の給付に関するご質問

No.	事項	問	答
1	対象児童	施設と保護者の契約が月ぎめでなく、1日単位または時間単位での利用の場合も対象となるか。	対象となります。 月ぎめ契約でない場合は、保護者様から直接区へご請求いただくこととなります（償還払い）。 詳細は下記ページをご確認ください。 施設様から保護者様へは「領収証兼提供証明書」を発行してください。 認可外保育施設（認証保育所・企業主導型保育施設含む）の保育料への各種助成（償還払い）申請書等 https://www.city.nerima.tokyo.jp/dl/shussan/ninkagai_josei.html
2	保育の必要性の認定	保護者から区への認定申請はいつまでに行うべきか。	保育の必要性の認定は申請日からの適用となります。遡って適用されませんので、無償化を利用する前日までに区へご申請ください。
3	保育の必要性の認定	無償化の給付の対象外となる0～2歳で課税世帯の児童についても認定が必要か。	不要です。
4	保育の必要性の認定	在園中に認定期間が終了した場合に何か手続きは必要か。	改めて保護者様から「保育の必要性の認定」を区に申請する必要があります。 練馬区保育課保育認定係（電話03-5984-1479）にお問い合わせいただくよう、保護者様へご案内ください。 認定が切れていることが後から判明した場合、過去に遡って無償化の給付の額を調整する場合があります。毎月送付する「児童別交付額一覧」の「調整額」欄をご確認ください。
5	保育の必要性の認定	一時預かり等の月ぎめ以外の保育利用のみの場合も認定が必要か。	必要です。
6	確認申請	当社は、複数の自治体で認可外保育施設を運営している。その場合、確認の申請はどの自治体にすべきか。	確認は施設ごとに行います。当該施設の所在自治体へ申請してください。
7	指導監督基準	当施設は認可外保育施設指導監督基準を満たしているが、まだ証明書の発行を受けられていない。この場合、「認可外保育施設指導監督基準への適合（見込み）状況説明書」には、どのように記載すべきか。	「適合していない状況」の欄に「基準に適合しているが、証明書の発行を受けられていない」とご記載ください。
8	提供証明書	提供証明書はいつ発行すればよいか。	毎月、保育料の支払いを受けた時点で保護者様へ発行してください。その際、請求時に控除（返金）した区からの助成額と対象月を明記してください。 提供証明書を保護者様へ発行した後に、その写しを区へ提出するとともに、施設様においても控えを保管してください。 ※認可外保育施設保育料補助金（以下、「保育料補助金」）のみの対象となる保護者様へは提供証明書を発行する必要はありません。

2 認可外保育施設保育料補助金に関するご質問

No.	事項	問	答
1	対象児童	無償化の給付の対象外となる、0～2歳の課税世帯の児童についても保育料補助金の対象となるのか。	記載の要件を満たした場合は、対象となります。
2	多子区分	保育料補助金における、多子の定義はどのようなものか。	保護者様と生計を同一にしている児童のうち、当該児童が何人目のお子様であるかによります。 (※) 上の児童が小学生以上の場合であっても、生計が同一であればカウントされます。
3	幼稚園併用	幼稚園に在籍する児童が認可外保育施設を併用して利用した場合、保育料補助金の対象となるのか。	月ぎめ利用の場合は対象です。 ただし、認可外保育施設の保育料に対し、無償化の給付を受けている場合、保育料より当該給付分を除いた金額が上限です。

3 無償化の給付・保育料補助金に共通する内容のご質問

No.	事項	問	答									
1	保育料	無償化の給付に係る事務との関係上、施設が保護者へ毎月の利用料を請求すべき時期はいつか。	請求の時期については特に定めはありません。 ご提出いただいた「児童名簿」をもとに、区が無償化の給付額および保育料補助金交付額を算出し、「児童別交付額一覧」にてお知らせします。それをご確認の上、区から施設にお支払いした助成額は確実に保護者様の負担軽減に充ててくださいますよう、ご対応をお願いします。									
2	保育料	区から支払われた無償化の給付および保育料補助金は、どのように保護者の負担軽減に充てれば良いか。	下記に例を挙げますが、過不足が無いよう取り扱っていただければ方法は問いません。 <例> ・区からの助成額を差し引いた残額を同月分の保育料として請求する。 ・区からの助成額を、翌月分で相殺する。 ※この場合、最終月分は翌月分の保育料から差し引くことができないため、直接保護者様へ返金する必要があります。 ・区から支払われる前に保育料を徴収し、区から支払われたのちにその額を直接保護者様へ返金する。 指導検査において、適切に処理が行われていることを現金出納簿、通帳等の諸記録により確認します。									
3	保育料	延長保育料は無償化の給付および保育料補助金の対象となるか。	延長分を月ぎめで(例：17～20時 月額●円)契約している場合、基本の保育料と合算した額が「月ぎめ保育料」となります。 この場合、無償化の給付も保育料補助金も対象となります。 延長分が従量制(例：1時間●円)の場合、無償化の給付のみ対象となります。契約の状況によっては償還払いとなる場合があります。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>無償化</th> <th>補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月ぎめの延長</td> <td>対象</td> <td>対象</td> </tr> <tr> <td>従量制の延長</td> <td>対象※</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table> ※契約状況によっては償還払い		無償化	補助金	月ぎめの延長	対象	対象	従量制の延長	対象※	対象外
	無償化	補助金										
月ぎめの延長	対象	対象										
従量制の延長	対象※	対象外										
4	保育料	保護者が施設に対して負担する費用のうち、無償化の給付と保育料補助金の対象となるものの範囲は。	対象は「基本保育料」のみで、以下の費用（いわゆる「実費徴収」）を除くものです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日用品、文房具等の購入のために保護者様が実費負担した費用 ・ 行事への参加に要する費用 ・ 食事の提供に要する費用 ・ 送迎バスなど施設または事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ・ その他、通常の保育に必要とされる費用であって、保護者様が負担することが適当と認められる費用 保育料に含まれる内容等について疑義が生じた際には練馬区保育課保育サービス推進係（電話03-5984-1622）にご相談ください。									

5	保育料	現在、施設から保護者へ請求している利用料に、無償化の給付や保育料補助金の対象から除外されるもの(質問3-4参照)が含まれている場合、どうすればよいか。	区へ提出する「児童名簿」上で「基本保育料」部分とそれ以外の費用とを区別して記載してください。 保護者様へは内訳をお示しください。 なお、その際には契約内容や重要事項説明書等の変更は不要です。
6	保育料	施設から区への確認申請をする際に施設のパフレットを提出することとなっているが、パンフレットに記載されている保育料に無償化や保育料補助金の対象から除外されるもの(質問3-4参照)が含まれる場合、内訳がわかるよう改訂すべきか。	保護者様へ内訳を示したことが分かるものをご提出いただければ、パンフレット等の改訂は必要ありません。
7	対象児童	児童の居住地と施設所在自治体が異なる場合、無償化の給付および保育料補助金の申請先はどちらの自治体になるのか。 例① 区外児が練馬区施設を利用(西東京市在住の児童が練馬区内の施設を利用) 例② 練馬区児が区外施設を利用(練馬区在住児童が西東京市の施設を利用)	いずれの制度も、児童が居住するの自治体への申請となります。 例①の場合は西東京市、例②の場合は練馬区です。 なお、認可外保育施設の保育料への助成制度については、自治体によって制度自体がない場合や金額、申請方法等が異なる場合があります。 お手数ですが、各自治体にご確認ください。
8	保育料	毎月保育料が変更となる場合、どう対応すればよいか。	保護者様に「練馬区認可外保育施設保育料補助金交付申請書」を再度ご記入いただき、変更後の保育料が分かる契約書の写しとともに区へ送付願います。 また、毎月ご提出いただく「児童名簿」に変更後の保育料を記載してください。
9	保育料	領収証は発行する必要があるか。	保護者様から保育料の支払いを受ける毎に、領収証を発行する必要があります。 領収証は、基本保育料とその他の費用(質問3-4に挙げている費用)を区別して記載する必要があります。 発行後は、控えを施設にて保管してください。
10	指導監督基準	都道府県の指導監督基準を既に満たしているが、証明書の発行を受けていない場合、無償化の給付費や保育料補助金を利用することはできないのか。	基準を満たしていても証明書の発行がない場合は、いずれの制度も利用できません。 なお、無償化の給付対象施設になるためには、証明書の発行に加えて区への確認申請が必要になります。
11	指導監督基準	既に都道府県の立入り調査を受けている。証明書の発行に要する期間はどの程度か。	発行に要する期間等、証明書の発行に係るお問い合わせは、各都道府県にご確認ください。